令和5年2月28日(水) 午前11時21分~午後3時25分 議会第2会議室

【出 席 委 員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸冨八千代委員、川﨑健二委員、 松永憲明委員、川副龍之介委員、東田音彦委員、山下明子委員

【欠席委員】福井章司委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- 教 育 部 百崎教育部長
- ・子育て支援部 大松子育て支援部長
- ·保健福祉部 大城保健福祉部長
- ・富士大和温泉病院 古賀富士大和温泉病院事務長 ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について

○村岡委員長

それでは、これより福祉教育委員会を開催いたします。

福井章司委員が欠席されるとの連絡が入っておりますので、御報告いたします。

初めに、本委員会の審査日程につきましては、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めさせていただきたいと思いますので、御承知おきください。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出い ただきたいと思います。また、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関 わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、教育部に関する議案の審査に入ります。

第38号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第38号議案 損害賠償の額の決定及び和解について 説明
- ○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質 疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

改めてこの図を見ながらなんですが、事故の原因として、担任教諭が児童にゴール位置 を考えさせラインを引かせたが、その位置の確認を行っていないと書かれているんですけ れども、通常こういう練習をする場合に、どれぐらいの距離を担保するとかいう目安とい うものを教員のほうで持っているものなのかどうか。だから、子どもが考えて引いてはみたけれども、一応これぐらいは離さんといかんよとか、これぐらい確保しとこうねという目安を示すというようなものは持っているのかどうかというところはどうなんでしょうか。 ○横田学事課長

今おっしゃったようなゴールから、危険物から何メートル離せという、そういった具体的な目安はないんですけれども、陸上の授業をするときに、周辺に危険なものがないかとかいうのに注意しなさいというのが指導のハンドブック等には書かれているところでございます。

○山下委員

この事故が起きたことをもって、何かこの辺に関しての対応策とかいうことは、教育委員会としては何か考えられたんでしょうか。つまり、位置の確認を行っていないというのが問題であるのか、目安をある程度、ちゃんと子どもたちにも示すようにしたほうがいいよとかいうことだとかという、そんな話はされているんですかね。

○横田学事課長

思斉小学校では、まず、事故後、校長先生から担任教諭に個別指導を行うとともに、職員会議で全職員へ安全管理を徹底するように行っております。そして、教育委員会のほうでは校長会のほうで、こういう事故があっているので注意するようにということで周知を行ったところでございます。

○村岡委員長

何か基準とかというところの部分は。

○横田学事課長

具体的な基準がないもんですから、こういった事故があるので注意するようにという説明になっております。

○村岡委員長

ほか。よろしいですか。

○松永憲明委員

そもそも、この4走者とゴールの間の距離は幾らになっておったんですか。

○横田学事課長

教育部3の資料の(2)の事故の原因のところに、約4.1メートルと記載しております。

(発言する者あり)

すみません。生徒間が大体10メートルぐらい間隔があると思ってリレーの練習させておりますので、多分、第4走者からゴールまで10メートル程度だったんじゃないかと。

○松永憲明委員

いや、多分じゃなくて、そこは現場できちっと確認されていないんですか。

○横田学事課長

聞き取りを行ったところ、走者の間は10メートルということを聞いております。ですから、おおよそ10メートル程度だったということを聞いております。

○松永憲明委員

だから、そのゴールと最後の4走者との距離が幾らでしたかと聞いているんですよ。

○横田学事課長

第4走者とゴールまでは、約10メートルというふうに聞いております。

○松永憲明委員

10メートルということは、そんなにスピードが出るということはないんじゃないかな。全力で走ったとしても、トップスピードに出るというところまではいっていないかなというのは思うんですけどですね。ただ、ゴールと鉄棒との距離が、やっぱり配慮が足らなかったということしかないと思うんですもんね。ですから、そういったところが学校としてどういうような指導になっていたのか、そこを指導された先生が、これでよいと判断されておったのかどうかというところがこの大きな問題になってくるんじゃないかと思うんですけどね。そこら辺についての議論というのはあったんですか。

○横田学事課長

確かに、担任教諭が最終的に、そこのゴールと鉄棒が近かったところをきちんと確認してなかったということがやはり原因ではあったので、その辺のことを確認するようにとか、 危険がないかというのは注意するようにというような指導を行っているというふうに聞いております。

○村岡委員長

では、次。

○川﨑委員

治療費が2万3,250円と書いてありますが、そんな大けがではなかったんですか。資料の下のほうの賠償額のところに、普通、歯を折ったりといったら、レジンを入れても10万円とか、それから、もっといいものにしてくれと言われたら50万円とか言われるんですけど、治療費が2万3,000円ということは、大したけがではではなかったということですか。

○横田学事課長

永久歯が2本欠けておりますけれども、今現在、中学生ということで、インプラントとかは顎の骨の成長とともに変わってきますので、今回はインプラントはしなくて、歯を詰めるといいますか、作るというような治療で終わっておりますので、治療費としては大きくはなっておりませんけれども、この内訳の後遺症慰謝料70万円、これはインプラントをした場合、このくらいかかるという想定の金額で後遺症慰謝料というのを載せているところでございます。

○川﨑委員

今の説明だと、結局、今はまだ成長段階であるので、歯の本格的な治療はしないけれど

も、将来的に大人になってからきちんとした治療をする、ついてはそのための治療費として、これだけのものを頂くよということですかね。

○横田学事課長

将来的な部分でいきますと、後遺症慰謝料の73万円の部分が支払っているところでございます。ですから、今現在、歯の埋めたものとか、唇を切っておりますので、それの治療とかいうのは2万3,000円で終わっているところです。

○川﨑委員

障害慰謝料の180万円というのが少し私には高いように思うんですよね。ですから、そのことを聞いております。普通、学校で事故が起こったら、スポーツセンターの保険を適用します。それ以上の慰謝料とかはあんまりこう、自分はなじみがないんですけれども、何か保護者とトラブったりしたんですかね。

○横田学事課長

今、委員おっしゃるように、スポーツ振興センターの保険で、通常の病院にかかった分は賄うことができております。事故当日から保護者の方は、お子さんが精神的苦痛を受けているので賠償を行うということの意思表示がございました。ですので、ここの障害慰謝料180万円程度ですけれども、こちらが事故によって負ったけがの治療のために、通院などによって発生した精神的苦痛を慰謝するための損害賠償という意味がございますので、金額的には弁護士基準に基づき、期間で金額は決まっておりますので、その金額で支払おうとしているところでございます。

○川﨑委員

そしたら、このお金は市の保険か何かにかかっているんですね。出どころを。

○横田学事課長

一度、今回、市の予算のほうで計上して支払って、支払ったものに関しては全額、学校 災害賠償補償保険金で戻ってきます。

○川﨑委員

もうこれで最後にします。

実は私、同じような案件で120万円、学校で訴えられたことがあって、もちろん子ども同士のけがでしたので、町から取られないということで、相手保護者から取られたんですけれども、私が何でこの質問をするかというと、今度、部活動が学校から地域に移りますよね。そうした場合、指導者をこんなことで訴えられたら絶対したくないと思うんですよ。そういった指導者の安全確保のために、今言われた保険は、そういった地域の指導者にも適用できるもんなんでしょうか。

○横田学事課長

今現在のスポーツ振興センターあたりと情報交換しているときには、国の動き等を受け てのことになりますので、今現在はまだはっきり決まっていないということはお聞きして いますけれども、やはり地域移行にしたら、何らかそういった保険というのは掛けていかなければならないものだとは思っております。

○川﨑委員

教育長にお願いですけれども、本当に地域で部活を指導する者にとって、もうこんなことやったらしたくないよと、みんな言うと思うんですね。ですから、そこの安全のためにも、その配慮というか、補償をどうぞよろしくお願いします。

○川副委員

先ほど精神的苦痛ということで、子どもが出しているという話でしたけど、今、中学生 ということでしたね。現在の、例えば精神状況とか健康面だとか、現在は全部もう回復し たと理解していいですか。

○横田学事課長部

外的な歯の治療も終わったし、精神的にも、今、通常どおり元気に通学されているということは聞いております。

○川副委員

校庭の位置図で、先ほどゴールとスタートがありましたけど、例えば、ゴールから出発 してスタート、スタートがゴールになれば問題ないのかな。というか、スタート側には何 も障害物がないのか、そこら辺お答えください。

○横田学事課長

グラウンドの一番西にゴールを作っておりまして、スタート地点がグラウンドの真ん中付近になっておりますので、スタート地点の周辺には危険物はございません。

○川副委員

そしたら、今、授業のほうで、またこのリレーのバトンの練習だとかされてあると思いますけど、現在はどういうやり方でされてあるのか。

○横田学事課長

すみません、今現在のバトンの練習をどうやっているか聞いておりませんで、リレーのときは大体、グラウンドを楕円で走りながらリレーをしますので、そういうリレーの練習が普通かなと思います。今回、この直線でした練習も初めて行ったということをお聞きしているところです。

○村岡委員長

この点について、ほかに御質疑ある方。

〇山下委員

私自身の最初の質問と今の川副議員の関連でいくと、結局どういうふうに話し合われま したかと最初に言ったんですが、例えば、まさに今言われたように、ゴールとスタート地 点を逆にすればぶつかることもないわけで、そういう発想を転換するとかいうことは当然 あっていいと思うんですよね。だから、そこら辺が今まだ把握されていないようなんです けれども、そこは考えておくべきじゃないんですかねと思うんですけどね。ちゃんと把握 して、またそういうふうに事故がないようにというときには、もうちょっと後ろに下がる ということもあるでしょうけれども、むしろ障害物がない方向に向かってやるとかですよ。

○横田学事課長

この賠償が決まってから、一度校長会できちんと管理するようにという指導をしました。 またもう一回、確実に指導したいと思います。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに質疑がないようでございますので、次に、第10号議案を審査いたします。 執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第10号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第10号) 説明
- ○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質 疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

125ページの医療的ケア児支援事業の委託料の420万円減と、それから、スクール・サポート・スタッフ配置事業の1,000万円減に関して、もうちょっと詳しく内容を御説明ください。

○米倉学校教育課長

医療的ケア児支援事業について420万円減は、医療的ケア児の実施予定だった1名が特別 支援学校に入学したことによって人数が減ったということと、あともう一つは、委託の医 療機関とのいろいろな打合せの後に始まったもんですから、開始が2学期になって、回数 が予定よりも少なかったということでございます。

続きまして、スクール・サポート・スタッフの減額については、国県の補助金が減った ために計画を変更しまして、4時間勤務を3時間に変更しております。それと、それに伴い まして、人数は47名だったのものを57名に増員して配置したということで、その差額に よって減額になったということでございます。以上です。

○山下委員

医療的ケア児のほうに関しては、全部で2名だったんですね。

○米倉学校教育課長

最初、3名。

○山下委員

3名。3名が2名になったということ。それで、2学期からのスタートだったということでの回数が減ったということですが、今、現実どういう運用状況になっていたか、お示しく

ださい。

○学校教育課職員

現在の医療的ケアの実施状況についてですが、1名は1日に2回の医療的ケアを受けていると、もう一名につきましては1日に1回行っているということで、回数の減が生じております。

○山下委員

そしたら、ケアをするスタッフに関しては確保が十分できているということでよろしいですか。

○学校教育課職員

はい。現在はできております。

○山下委員

スクール・サポート・スタッフに関しては、国の補助基準が変わったんですか。時間数の問題で変わったということなんでしょうか。

○米倉学校教育課長

基準が変わったわけではなくて、金額が減ったもので、その金額に合わせて最大限の雇用をしようと考えたところ、47名を雇用していたものを、4時間勤務にすると補助金が足りないということもあったので、3時間勤務にしまして、3時間勤務にしたらちょっと余りが出たもんですから、その分ちょっと増やしたということでございます。

○村岡委員長

バランスを最大限調整したというところだと思います。

○山下委員

そうすると、人員確保としては増やして、10名増えたということではあるんでしょうけれども、スタッフに就く人にとっては、1時間分収入が減るじゃないですか、賃金が。そのことで成り手がね、空き時間でやれるという人の発想だったらそれでいいんでしょうけれども、実際ちゃんと仕事しようと思っている人たちがなかなかここには向かってこられないのではないかなという心配もあるんですけれども、そういう辺りは、現場の感覚というのはどうなんでしょうか。

○米倉学校教育課長

山下委員がおっしゃるように、かなり雇用としては厳しい状況かなと。やっぱり辞める 方も多かった分、また採用する方も多くという、流動的になってしまった部分は多かった かなというふうに感じております。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○松永憲明委員

127ページの中学校の施設改修のところなんですけれども、東与賀中のトイレ改修、そ

れから、昭栄中のLED電球工事というところなんですけど、トイレの改修の内容について、まずお願いします。

○米倉学校教育課長

今回のこの改修はトイレを洋式化するというものでして、和式便器を洋式便器に変えるというものが主になります。東与賀中学校の和式が現在17、洋式が11ですけれど、これを全て洋式化にしていきます。和便器と洋式便器というと、スペースがちょっと違うもんですから、全体数が幾らか減りますので、東与賀で28が21になります。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑。

○川﨑委員

133ページの説明のところで、ちょっとよく分からなかったんですけど、スチューデント・サポート・フェイスのパソコンを増やすということだと聞きましたけど、これは市のパソコンだったんですね。現在何台あって、それが何台増えるんですか。

○米倉学校教育課長

スチューデント・サポート・フェイスのほうには、今現在、不登校ですとかひきこもりの相談、面談というのを行っていただいているんですけれども、今までは電話ですとかメール、あと直接の面談ということで行っておりました。今回、オンラインの面談を取り入れるということで、そこの必要なパソコン等を購入される部分の経費も含めて、委託契約の変更を行いたいというふうに考えているところです。

○村岡委員長

台数の件。

○米倉学校教育課長

申し訳ございません。2台を予定しております。

○川﨑委員

これまで家庭に出向いてタブレットかパソコンかで教えていたのは、それとは別のことなんですね。

○米倉学校教育課長

ちょっとまた別の事業になります。こちらのほうでは電話による相談とかメールとか、 そういった面談の形でいろいろ御相談を受けている形のものを、オンラインによる面談を 今回新たにやろうということでしている経費でございます。

○諸冨委員

2点お伺いします。125ページの心の教育充実事業のほうの減額も、先ほどのスクール・サポート・スタッフと同じ理由になるんでしょうかというところと、あともう一点、127ページの就学援助、あと――すみません、これは小学校ですね。あと、129ページの中学校の就学援助の認定児童が想定より少なかったということですが、その何か要因というか、

理由があればお願いしたいです。

○横田学事課長

心の教育充実事業の100万円の減額については、サポート相談員1名が7月末日で退職いたしまして、その後、後任を見つけていたんですけれど、見つからずに欠員となってしまったことによる減額でございます。

○横田学事課長

就学援助ですけれども、当初予算を組むときに、前年度の決算見込みよりも人数を少し伸ばして見込んでいたところですけれども、その見込みほど伸びなかったということです。実際、就学援助が、令和3年度まで全国的に見ても、10年間ずっと認定児童数が右肩下がりのような状況になっています。要因といたしましては、やはり経済状況の変化というようなことを全国的に言われております。ですから、佐賀市においても、明確にこれが要因だというのが分からないんですけれども、やはり、コロナ禍で若干所得が落ちるかなと思ったんですけれども、そこまで所得が落ちていないために、そんなに認定数も大きく伸びていないのが現状じゃないかなというふうな分析を行っているところでございます。以上です。

○村岡委員長

では、ほかの点で御質疑。

○山下委員

すみません、改めてなんですが、今、就学援助の所得の基準といいますか、適用基準というのはどのようになっていますかね。

○横田学事課長

生活保護基準の約1.2を基準として、所得の認定を行っているところでございます。

○西岡真一副委員長

1点ちょっと腑に落ちないので。137ページ、学校給食費ですね。10目需用費は700万円 ぐらい伸びています。これは多分、電気代の高騰などが要因かと思っているわけですけれ ども、12目委託料のほうは逆に700万円減っていると。委託でやっている分も恐らく事情 は一緒だろうと思うのに、この動きというのがちょっと腑に落ちないので、これはどうい う要因があったのかなというのを御説明ください。

○横田学事課長

学校給食調理の民間委託の分につきましては、契約期間が3年、問題がなければまた3年延長、最長6年間の契約を結べるようにしているところです。その6年経過した場合、新たにプロポーザルを行って業者を決めております。大体9月に債務負担行為を予算で上げさせていただいて、それでプロポーザルで決定するということです。実際、プロポーザルをする際に見込みを立てて、債務負担行為を組んで予算を計上しておりますけれども、実際プロポーザルで、その分で審査結果、委託料が落ちる。落ちて契約するということで、決

算見込みによる減額というような説明させていただいたところでございます。

○西岡真一副委員長

それは契約、要するに委託の相手方が変わった、その際に下がったということですよね。 そういう理解でよろしいわけですね。

○横田学事課長

委託業者自体は、新たにプロポーザル結果で変わらない場合が多いです。ただ、見込んでいた予算よりも、落札が低く済んだというようなことでございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○横田学事課長

先ほどの東与賀中の便器の数ですけど、すみません、間違えておりました。全体で今28、 洋式と和式があります。合わせて28です。改修完了には32の洋式、これはトイレの近くに 倉庫があったりするんですけど、その辺をちょっと大きめの多機能なトイレに改修したり しますので、数が増えています。洋式が32になって、和式トイレが屋外の部室の近くにあ るんですけど、それは今回の全体工事の対象に入っておりませんので、和式が3残る形で、 便器数としては28が35になります。

○村岡委員長

こちらで整理しますけど、今、和式17、洋式11の全部で28ある分に対して、今回、既存のトイレ数にプラスする形で、物置とかそういったものまで含めるので、洋式のトイレは32、屋外の和式トイレが3、合わせて35になるということ。

それでは、御質疑はないようでございますので、以上で教育部に関する議案の質疑を終 了いたします。教育部の職員の方は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

では、今ちょうどお昼になりましたので、子育てと保健福祉、また温泉病院につきましては午後から再開したいというふうに思います。再開を13時10分、午後1時10分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎午後0時08分~午後1時10分 休憩

○村岡委員長

それでは、皆さんおそろいでございますので、福祉教育委員会を再開いたします。 それでは、午後からは子育て支援部に関する議案の審査に入ってまいります。 第10号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第10号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第10号) 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの質疑をお受けいたします。御質疑

がある方は挙手をお願いします。

○山下委員

まず、75ページの児童クラブに関係するところが、ずっと指導員の確保がなかなかできていないということでの減額があっていたんですが、毎回これは問題になってはいるんですけれども、ここら辺でのこの時点の実情をお示しいただければと思います。

○山崎子育て総務課長

補正予算でも人件費の分で不要になる分を、今回、減額補正させていただいているところでございます。令和4年度予算で申しますと、当初、月給の指導員の予定が82名で予算を予定しておりましたが、81名の採用になりまして、1名分採用ができなかったというのがございます。それと、年度の途中で育児休業とか病気休暇等により不用になった部分もございまして、月給の分で2名分の予算の減額をさせていただいております。

それから、時給の分で申しますと、8月1日時点で比べますと、令和3年度が212人登録していただいておりました。令和4年度は199人で、13人少なくなっております。児童クラブの運営は先ほどの月給、それから時給、有償ボランティアのほうでシフトを組んで運営していただいておりますが、その分で減った分につきましては、有償ボランティアの方の先生が、令和3年度が152人であった分が令和4年度が189人ということで、37人増加ということになっておりまして、会計年度任用職員の人件費が減った分で、有償ボランティアの人件費のほうが増加というようなことになっているところでございます。

児童クラブの運営につきましては、1支援単位に支援員の資格を持った方が1名以上は必要ということになっておりますので、月給等がいらっしゃらない場合でも、時給制の職員の方で有資格者の方を必ず1名は置いているというような状況で、それにもう一人時給なのか、有償ボランティアなのか、先生で運営していただいているというということで回っているところでございます。確かに全体で考えますと、毎年指導員の先生が不足しているという問題がございますので、今後も国の処遇改善等、今回、補正予算でも上げておりますように、そういう部分があったら、機会を見つけて処遇改善等に取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○松永憲明委員

長く説明があったんですけれども、もう一回ですよ、指導員、有償ボランティアを含めて、それぞれが何人必要であって、何人しか雇えなかった、あるいは辞めた人が何人おるとか、もう少し分かりやすく説明できませんかね。

○山崎子育て総務課長

きちんとシフトを組んでもらっているので、定員が月給が何人で、時給が何人で、有償ボランティアが何人というのは、定まったやつは基本的にないというのがあって、そのときに採用できました月給制、時給制、それから、それで足りない分を有償ボランティアで補っているというところがございます。

ただし、理想で言いますと、やはり各支援単位に月給制の指導員が1名以上いるのが理想ということになるんですが、来年度を今検討しているんですが、各クラブには月給制の先生が最低でも1名以上というのは今確保できているようなところでございます。これを何とか支援単位でも1名以上の月給制の指導員が確保できるように引き続き再募集を行って、今まだ面接をその都度行っているところでございます。以上です。

○村岡委員長

そのほか、御質疑ある方。別の項目でも。

○山下委員

81ページの子どもの医療費助成のところなんですが、県の助成金が1,300万円減っていて、市の助成費は1,200万円プラスになっているという、ここら辺の関係を御説明いただけますか。

○末次こども家庭課長

11節の役務費のところで、小学校就学前の子ども分のレセプト審査手数料の実績見込みによる100万円の減額がまずあります。それと19節の扶助費で、学齢子ども分の助成費の実績見込みによる1,200万円の増額になっております。ここの差引きで1,100万円の増額ということになっております。

○山下委員

その下のほうで県の支出が1,300万円減額になっているじゃないですか。要するに、歳 入の部分になりますけどね。ただ、県のほうが1,300万円減って、市は1,200万円増えてい るという、そこの関係がちょっと。県は何で減っているんですかね。

○こども家庭課職員

扶助費のほうが増額で、県の補助費が減額になっているのはどうしてかという御質問だ と思います。

扶助費の増額は、学齢分の助成費が増額いたしておりまして、未就学児が減っております。学齢分の助成費のほうが大きかったもので、扶助費は増額、そして、未就学児のほうが減少しておりますので、未就学児のほうに県の補助金が入っておりますので、その分、県の補助金が減額しておるというところでございます。

○山下委員

この傾向というのは、今度に限ってということなのか、それとも、割とこういう、要するに未就がそんなになくて学齢のほうが多いよとかいう状況があるんですか。

○こども家庭課職員

傾向といたしましては、未就学のほうがちょっと減少傾向にございまして、学齢のほう は増加傾向にございます。

○山下委員

県に対して、就学児にも助成対象を広げてほしいという声がずっとあっていますよね。

多分こちらからも要望されているんじゃないかと思うんですが、そのときに県は、未就学のほうが病院にかかりやすくて、就学児だとそんなにななりませんからというふうな理由をつけたりもしているようなんですが、こういうデータがあるならば、やっぱりそこも示して、就学児まで広げてほしいということを、ぜひまた強く求めてはどうかと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○末次こども家庭課長

今やっぱり少子化の影響で、未就学のほうが人口的に減っているというところがあります。学齢児以上のほうは、中学生拡大の分の影響も受けて助成費が増えているところでもありますので、今後はまたこういった内容も要望に加えていきたいと思います。

○村岡委員長

では、ほかの項目、何か御質疑。

○川副委員

私立保育園等整備助成経費で1億9,000万円。これについて詳しくお聞かせください。

○豆田保育幼稚園課長

嘉瀬こども園が整備を見送られた分としましては、7,700万円ほどの減になります。こちらが、園で実施されました入札で一度不落となられまして、その後、理事会のほうで整備の辞退を決定されたということで聞いております。

○川副委員

そしたら、理事会で決定された事項ですので、今後も嘉瀬のほうは、この整備事業はも うしないということですかね。

○豆田保育幼稚園課長

今後、整備をするしないというものは、明確にはまだ聞いておりませんけれども、理事 長先生は前向きな思いをお持ちだというふうに聞いております。

○村岡委員長

では、ほかの点で特になければ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑がないようでございますので、以上で子育て支援部に関する議案の 質疑を終了いたします。

子育て支援部の職員の皆さんは退室されて結構でございます。入替えでこのまま保健福祉部にいきたいと思います。

◎執行部入れ替わり

○村岡委員長

それでは、続きまして保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第10号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第10号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第10号) 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○川崎委員

資料8の71ページですが、老人クラブ補助金、決算見込みによる減額という説明でしたが、具体的にどういったことですかね。

○伊東高齢福祉課長

まず、老人クラブの減額で、老人クラブ数と会員について補助がありますので、それぞれの実績を御説明いたします。

まず、老人クラブ数なんですが、令和4年度予算では281クラブを予定しておりました。 これは令和3年の実績に対して、25クラブ増えてほしいという願望もあったんですが、と いうことで281クラブ予定していたんですが、見込みとしては252クラブということで、予 算に対して29クラブ減ったと。前年度実績に対しては4クラブ減ったということです。

もう一つ、クラブ会員数のことについてなんですが、予算では1万20人を予定しておりました。これは令和3年度実績が9,729人なので、291人ほど増えると見込んでいたんですが、現状見込みとしては9,309人でした。予算から比べて711人の減ですね。昨年度の実績に比べたら420人の減ということで、両方とも減ったということに伴い減額ということになってしまいました。

○川﨑委員

その数字が知りたくてお伺いしました。減っていますね。確認ですけど、令和3年が1万 20人。

○伊東高齢福祉課長

令和3年の実績が9,729人です。令和4年の予算の予定が1万20人だったです。実際の令和4年度見込みが9,309人です。

○川﨑委員

分かりました。ありがとうございます。

○村岡委員長

ほかに質問される項目は。

○西岡真一副委員長

8番の資料の69ページかな。保健福祉会館の行政財産目的外使用料、これは自動販売機ですか。

○古田健康づくり課長

目的外使用料収入の中にはそういったものも含まれておりますが、今回減額となっておりますのは、これは佐賀県、そして、佐賀県シルバー人材センター連合会が令和元年10月1日から実施されました生涯現役促進地域連携事業というのがございまして、これの相談

窓口を一時的にほほえみ館の2階に設置されておりました。これが当初、令和3年3月末までという予定だったのが、1年延長になりまして、令和4年3月31日まで入館しておられまして、これが延長がここで終わるのか、また、令和4年度も引き続き続けられるのかというのがなかなかはっきりせずに、年度末近くになって、令和4年3月末で撤退するということになりましたので、当初予算にはもう既にこの分、毎年100万円ほどの歳入を見込んでおりましたので、今回減額をお願いしているところでございます。

○村岡委員長

ほかの項目で。

○松永憲明委員

8番の資料の87ページの下のほうの健康診査事業、妊婦健診の件数減ということで700万円の減となっているんですけれども、この件数減は何件を考えられているんですか。

○古田健康づくり課長

もともと当初予算段階では約2万件近くを見込んでおりましたが、実際には1万9,100件ほどになる見込みとなりましたので、七百数十件の減というふうに見ております。

○松永憲明委員

そうすると、出生者数もそれぐらい減ということになるということですかね。

○古田健康づくり課長

少子化の影響ということで、そのように考えております。

○村岡委員長

ほかに御質疑ある方。

○山下委員

69ページの地域生活支援事業費委託料ですが、障害者地域生活支援事業のところの地域 生活支援事業委託料の480万円減の中身で、ガイドヘルパーなどのこと、理由にも挙げて ありましたが、実態はどういう状況だったんでしょうか。減った要因というのは、コロナ で外出の機会が減ったというようなことがあるのか、ガイドヘルパーの確保が難しかった とか、そういうことがあるのかどうかという辺りを教えてください。

○上野障がい福祉課長

地域生活支援事業委託料の中の移動支援の部分でございます。移動支援に係る減額分は 330万円、480万円減の内訳としては、330万円が移動支援事業に係る分でございます。

移動支援事業でございますけど、やはりコロナの影響で、令和元年度までは2,000万円ほどの支出実績がございました。令和2年度以降、今年度もそうですけれども、やはり1,000万円強ぐらいの利用実績になっております。およそ半分というところで。実際利用される実人数としては2割ほどの減でしかないんですけれども、やっぱり利用の頻度ですね、控えられている傾向があるのかなというのは、それはもう数字的にそういう見え方をしているところです。コロナの影響で移動控えとか、外出を控えられるというのが1つですね。

それと、支援者側でガイドヘルパーとかいった方が実際支援として携わっていらっしゃいますけれども、確かにコロナが非常にはやっていた頃、今ちょっと落ち着いていますけれども、本当にはやっていて、ヘルパーも自分のところの施設を構えられていたりとかするもんですから、そういった部分があってなかなか利用が進まなかったりとか、手配がなかなか難しかったりとかいったところはあるのかなというふうな印象を受けています。具体的に、こういうコロナ禍だから営業を止めましたとかいった直接的なことのお声は聞いていないんですけれども、実態としてはそういった利用控えというところと、そういう極端な、不要な外出とは言いませんけれども、そういった利用を控えられるという傾向は、利用者側、事業者側、双方やっぱりあったのかなというふうなところは感じているところです。

○山下委員

中身は分かりましたが、要するに、一方では当事者の方が利用を控えられるということに関してはそういうこともあるだろうとなるんですが、提供側の都合で利用できなくなってしまうというのは本当は望ましくないし、事業所にひもづいていらっしゃる方がガイドヘルパーとなると、当然戻ったときに感染拡大になっちゃいかんと思ってあまり動かないということがあっていたようなのでですね。

要するに、今後こういうケースがあることを想定したらば、その当事者の方たちの移動 支援ということをちゃんと中心に置いて、そこに応えられるような対応策というのはどこ か頭に置いておかないと、必ずしも事業所のほうだけに頼ってしまうと困ることも出てく るんじゃないかなという辺りは、ちょっとその辺は何かもう少し現場の状況を聞きながら 対応ができないのかなとは思ったんですが、どうなんでしょうか。

○上野障がい福祉課長

事業所の力を借りずにというところでのヘルパーの対応というのは、現実的になかなか難しいところがあるのかなと思っています。ただ、そういった利用の実態、コロナ禍であると罹患者というか、職員の中に感染者が出たときに、濃厚接触者だったりとか、出勤の停止だったりとかいったこともあってなかなかローテーションが回らないとか、これはガイドヘルパーに限った話ではなくて、通常の福祉施設、福祉事業所の運営に当たってもそうかなとは思っています。

その辺りのコロナ禍の状況というところですね、意見交換あたりは事業所ともさせてもらう機会は当然ございますので、今までもそういったお話を、コロナ禍での困り事ということは時々お耳にさせていただく機会がございましたので、そういった話をする中でも、コロナ禍も含めてですけど、職員の確保とか、基本的に人材不足というところも根本的な部分であるようでございますので、そういったところは引き続き意見交換をさせてもらいながら、ヒントをいただきたいなと思っています。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○山下委員

71ページの高齢者福祉費の最初の二重丸の事務管理経費、法人が利用料を軽減されたと きの補助ということだと思うんですが、見込み減ということですけれども、大体、例年の 傾向と今回の見込み減という辺り、中身をお示しいただければと思いますが。

○伊東高齢福祉課長

今回、予定よりも少なかったということです。これは令和3年度分の精算が県から今頃来るので、今になっての補正ということになっているんですが、まず、令和3年度分について、450万円ほど予定していたんですが、実際は367万円だったということです。内容については、対象者の人数は、予定では100名ほどと見込んでいたんですが、見込みとしては97名ということで、人数としてはそんなに変わらないと。ただ、内容について、サービス費と食、居住費ということで項目が分かれているんですが、やはり居住費のほうが少し減っているということで、手厚いほうの支援がちょっと減ってしまって、結果的に人数は変わらないんだけど、金額が減ってしまったということです。対象としては11施設、11法人に対して97名だったということです。

最近の傾向ということなんですが、これは実績になるんですが、令和元年度からでいいですか。令和元年度が543万円でした。令和2年度が525万円です。令和3年度は367万円ですね。先ほど言った分です。——すみません。さっき言ったのが減額前の分なので、全体の分ですね。令和3年度が489万円です。予算が450万円で、対象経費が489万円です。これの4分の3の補助ということなので、結果的に367万円ということです。先ほど言ったのが減額前の数字でした。すみません。減額前の数字で、令和元年度が543万円、令和2年度が525万円、令和3年度が489万円ということで、これの4分の3の補助があるということです。金額的には今回ちょっと減ったということです。

○山下委員

対象施設が11施設と言われたんですが、これは社会福祉法人の数、全体から見て、全体のうちの11ということですかね。どうなんですか。取り組んでいただいているのが11だということですが。

○伊東高齢福祉課長

要は、佐賀市の方が社会福祉法人を使うということなので、市内とは限らない事業なんですよね。以前の実績があったところは、あと10施設ほどありました。これは委員御存じのように、社会福祉法人がするかしないかは決めることなので、うちがしてくださいということはあまり言えないので、年度当初に一応ありますかということと、要綱は送っています。実績があったところには全部送っているので、それでやってくださいという気持ちを込めてやってはいるんですが、結果的には半分ぐらいですね、9施設はなかったということで、実績があったかどうかもちょっと分からないんですが、20ぐらいのうち、11ぐら

いは申請されたということです。

○山下委員

これは結局、介護保険の利用料のうち3%ですかね、利用料軽減、低所得者じゃなくて軽減しますよということを、社会福祉法人だったらば取り組んでいたら4分の3補助しますという制度ですよね。その法人に対して。だから、そこの法人が低所得者減免をしますと、しているかしていないかによって、利用する人にとっては減免してくれるのかしてくれないのかの分かれ道になっていくわけですよね。だから、介護保険の保険料だけじゃなくて利用料の負担を軽くしてほしいというときに、この社会福祉法人だけに限られているということも私はちょっと問題だと思うんですが、社会福祉法人の中でも、その法人の判断によって減免するかしないかというふうになると、非常に利用者からいくと、ちょっとつらいもんがあるということになるのかと思うんですが。

だから、一応実績のあったところには知らせていると言われているんですけれども、そこら辺が法人からいくとなかなか厳しくて、そういうふうな軽減には取り組み切れないというところもあるというふうに……

○村岡委員長

これからのところで、いわゆる補正の内容についてということだけお願いしたいんですけれども。

○山下委員

いやいや、だから、その辺での内容はなかったのかどうかということなんですよね。その取組の法人が減ってしまっているとか、そういうことはないのかどうか。単に佐賀市の人が介護保険を利用して、それはつまり、社会福祉法人にかかっていれば全部減免されますよということでもないという話ですよね。そこのところをちょっと、実態はどんなに把握されているのかなということなんですよ。言っている意味が分かりますか。担当は分かりますよね。

○伊東高齢福祉課長

この事業は委員おっしゃるとおり、個人が払う利用料の中で、個人が75%で、補助が25%補助する事業ですと。その25%のうち、また3分の2が法人で、3分の1が国、県、市で賄うという事業なんですが、先ほども言いましたように、これはあくまでも社会福祉法人の決めることというか、することなので、我々からはお願いというのもちょっとできづらいということがあって、そういうふうな感じで毎年、ないところにも一応要綱送付、調査はしているというところで、気持ちは分かってほしいなということで送っております。

○山下委員

要するに、この申請が減っているというのは、利用する人員が減っているということなのか、申請する側の施設が減っているということはないのかという辺りはどうなんですかという意味ですが。

○高齢福祉課職員

法律については前年度と変わっておりませんので、たまたま今回は利用者の若干の減少 と居住費等が安くなった分で減額している関係で、下がっております。

○山下委員

じゃ、確認ですが、全体として対象となるべきと考えられるのは、法人は20ぐらいということでいいんですか。20ぐらいというよりか、何施設あって、これに取り組んでいるのが何施設というのは明確には言えますか。

○伊東高齢福祉課長

過去に実績があったところを全部含めますと、20施設であります。今回そういう減免されたのが11施設ということです。

○山下委員

実績がないところも含めて、社会福祉法人としては何施設あるかということも併せてで す。

○伊東高齢福祉課長

最初にお話ししたように、佐賀市内の社会福祉法人じゃなくて、佐賀市内の方が市外に 行かれた社会福祉法人についても対象になりますので、対象としては全ての社会福祉法人 なんですよね。だから、件数については分かりかねます。

○村岡委員長

山下委員、ここは全国全てという数になるので、数の把握というのは実質無理だと思います。実際にできるところが20ということが現実ではないかなと。

○伊東高齢福祉課長

おっしゃるとおり。だから、今まで実績があったところということで出しているということで、対象としては全ての社会福祉法人になりますので、ちょっとその数は分からないんですが、実績があるのが20だったということです。

○村岡委員長

恐らく市として把握できるのはそこまでだと。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに質疑がないようでございますので、一旦、特会に関係ない方は出られますか。——よろしいですか。続いて特会になりますので、特会に関係のない職員の方は一旦 退出していただいて結構でございます。

どうしますか。ちょっと休憩を取りましょうか。じゃ、45分再開で。

◎午後2時34分~午後2時45分 休憩

○村岡委員長

では、委員会を再開させていただきます。

では、第11号議案から第13号議案を一括して審査を行いたいと思います。執行部に議案 の説明を求めます。

- ◎第11号議案 令和4年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 説明
- ◎第12号議案 令和4年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) 説明
- ◎第13号議案 令和4年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 説明
- ○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質 疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

27ページ、三瀬の診療所の件ですが、医科管理経費の御説明のところで、聞き間違いでなければ会計年度任用職員を正規に切り替えると言われたと思うんですが、そこの中身を説明いただけますか。

○若林三瀬診療所事務長

令和3年度までは会計年度任用職員の看護師1名と正規職員看護師1名、それに非常勤の看護師を1名または2名で運営を回しておりましたが、雇用状況が非常に厳しくて、会計年度任用職員がなかなか定着しない状況がございまして、人事課等と協議した結果、以前は正規職員の看護師が配置されていたのを会計年度任用職員にいたしておりましたが、それを令和4年4月から正規職員に戻しましたので、当初予算の時点では会計年度任用職員の予算をつけておったというところでございまして、今回その分を補正で減額するものでございます。

○山下委員

そうすると、身分が変わることで、人数は変わらないということですかね。

○若林三瀬診療所事務長

人数は変わりませんが、勤務時間が会計年度任用職員は35時間でございましたが、正規職員は37時間45分ということで、若干長くはなるということでございます。

○村岡委員長

それでは、ほかに御質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないようでございますので、以上で保健福祉部に関する議案の 審査を終了いたします。

それでは、続けて富士大和温泉病院の審査に移りますので、入替えをお願いいたします。 ②執行部入れ替わり

○村岡委員長

それでは、富士大和温泉病院に関する議案の審査に移ります。

第17号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第17号議案 平成4年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計補正予算(第2号) 説明 ○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質 疑がある方、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑がないようでございますので、以上で富士大和温泉病院に関する議案の質疑を終了いたします。富士大和温泉病院の職員の皆さんは退室されて結構でございます。ありがとうございました。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察 の御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、現地視察は希望もないようでございますので、以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

それでは、このまま先議分ですけれども、このまま採決のほうに移りたいと思いますが、 休憩等は必要でございますか。

(発言する者あり)

必要なしで、このまま採決でよろしいですね。

それでは、採決のほうへ移ります。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託された議案について反対意見等はございます でしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、反対意見はないようですので、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、そのように採決いたします。

お諮りいたします。当委員会に付託された第10号から第13号、第17号及び第38号議案について可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定いたしました。 以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

それでは、本日の委員会審査に関する本会議での委員長報告についてはいかがいたしま しょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということでよろしいでしょうか。

では、委員長報告をするしないも含めて正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

次に、今後の当初予算についてでございます。

まず初めに、連合審査会を開催することになります。一般会計当初予算の歳入全款の審査の取扱いにつきましては総務委員会付託となりますけれども、議会運営委員会を通じてお知らせがあっていますとおり、審査については、3月14日火曜日、本会議散会後、4常任委員会の連合審査会で行う予定となっております。連合審査会は、各常任委員会でその開催についてお諮りする必要がございますので、3月14日火曜日、本会議散会後は、一旦この大会議室で委員会を開催し、連合審査会の開催を決定していただいた後、そのまま大会議室で連合審査会というような流れになりますので、よろしくお願いいたします。

なお、連合審査会合にも福祉教育委員会の議案審査を予定しておりますので、よろしく お願いいたします。

次に、来年度の先進地視察についてでございますが、3月17日が先議分以外の議案の採決、まとめとなっておりますので、その後に協議したいというふうに思います。委員の皆様におかれましては、先進地視察のテーマや候補地等を各自御検討いただきたいというふうに思います。

なお、当日は御自身のスケジュールが確認できる手帳等を御持参いただきますようお願いいたします。また事前に、前日、確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録につきまして、字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、委員長に委任することに決定いたしました。

○山下委員

今度の当初に関しての議案の中に手話言語条例のことがありますよね。それで、1回この委員会で委員間協議はしていますけれども、結局、手話言語条例という言葉がついた、手話言語普及というのがですね。それがついたことに関しても、結構またいろいろ意見もあったりしているし、ほかの議員の中でも議案質疑しようかなと思っていらっしゃる方もあるようなんですが、次までに少し時間があるので、できれば現地視察の代わりに意見交換をする場とか、何か考えられないのかなというのをちょっと、当事者の意見をもう一回ちゃんと聞くということを、あのときは私たちだけで話をしましたけれども、そこが審査

に関わってはしたほうがいいのではないかなというふうに思うんですよ。だから、それはいとわずにね、いろいろ忙しいけれども、そこはしないと何かこう、今のままだとまずいというか、中途半端なことになってはよくないかなという感じがするので、まだちょっと時間があるので、そこら辺は少し御検討いただけないかなという提案です。

○村岡委員長

ただ、そうなってくると、それもいわゆる議案審査でやっていくことになってくるんだろうなと。議案として勉強会も開いていただいてのところでもありますので、そこはやっぱり審査日程にのっとっての対応になる、対執行部という部分で言えばですね、になるのかなと。

○松永委員

正式に条例議案として出されているわけでありますので、それをベースにして我々は議論していくということだろうと思うんですね。ただ、その柔軟な対応の仕方というのは当然あってしかるべきだと思うんですね。2本立てにしてしまえというような意見も一部にはあると思うんですよ。2本作りなさいという言い方もあると思うんです。そうすると両方とも、まあ満足するんじゃないか。ただ、今の場合は併せてあるわけですよね。その2本立てのところを併せて苦渋の選択みたいな形になっていると思うんですよ。それで各団体が実際どういうふうに思われているのか、執行部のほうにどういった意見が来ているのか、そこら辺を聞いた上でないと、今ここでは判断できかねると僕は思うんですけどね。

○村岡委員長

一応この件、整理するに当たっては、出発点としては、改選前の当時の文教福祉委員会のほうで、いわゆる一本化というようなのを執行部のほうに投げかけて動き出している部分というのもありますので、また改めてこちらのほうから2本立てというような提案を議会側からというのも、そこはやっぱりコンセンサスが取れないのかなという部分で言えば、やはり議案として出されている以上、委員会としてしっかりと議案審査を行っていくという方向性が結果としてはやっぱりないのかなというような感じはいたします。

○山下委員

そんなことを言っていたら、もう本当に残り2日間の中で仕上げなきゃいけない話になってしまうし、何かこのままだと、結局、当事者の意見を聞かないまま終わってしまうということになってはいけないなと思うので、ずっと変わってきているわけですよね。変遷。だから、前との関係でいくと、最初、手話言語条例をという要請が来ましたと。それで、そうかなと思って視察していたらば、もっとほかの障がいを超えてやりましょうよというのがいいよねということで宮崎の例を見つけてきて、そういうふうにしましょうと言って議会からは投げかけたと。だけれども、検討会の中で、いや、手話だという話になり、それを盛り込もうかなということで、どんどん手話色が強くなっていったのが今の状態で、パブコメをやっても、手話色が強過ぎるという意見が結構あったのに、やっぱりそ

れがなったとなると、パブコメをやったのは何だったのかという意見もあったりするしで すね。——実際、そういう声が出てきているんですよね。

そこで、私たちは委員だけで話をこの前しましたけど、あと執行部としか話をしないというのでなく、やっぱりもう一回ちゃんと、ここの委員会としては5月の議会報告会のときにしか聞いていないじゃないですか。だから、もうちょっと、ちゃんと聞く場というのを設けた上で正式な審査日程のほうにも向かっていくとか、何かこの工夫ができないのかなという感じはちょっと持つんですけれどもね。やっぱり、ずっとこう柔軟に変わっていっているし、何のためにこの条例をつくろうとしているのかということと、やっぱりいがみ合わずに、みんながよかったねと言える状態をどうつくっていくかということにもう少しいかないと、もったいないんじゃないかなという感じはちょっとするんですよね。

○村岡委員長

先ほど山下委員が言われているみたいに、柔軟にその時点で判断してきた結果が今、いわゆる最新の判断が今なのかなというふうな捉え方しかできないかなと。その上で、議案審査の中で、例えばほかの事例のように、委員会を開く中で執行部側と別の妥協点が見いだせるような案件になればいいですけど、やっぱりそこは議案審査というのを重視すべきではないかなと思うのが、正直、委員長としては考えたところです。

正直この点、今、御提案いただいたという部分で、即答ではない、今お伝えしたのは、 今の時点での委員会の進め方としての基本的な考え方という形で進めさせていただきまし たので、それは現時点でお答えできるということではございませんので、委員会としては 一旦終了をまずさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして福祉教育委員会を終了いたします。長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

令和 年 月 日 福祉教育委員長 村 岡 卓